



# 運送業等における「完全歩合給制度」の導入

2020年4月の民法改正で、賃金債権の時効消滅期間が2年から3年に延長。  
今後は未払い残業代請求で倒産する企業が増えていく恐れがあります。  
そうした危機へのリスクヘッジとして  
「完全歩合給制度」の導入の検討は、いかがでしょうか？



## 未払い残業代で倒産！

昨年4月に民法の改正が行われ、賃金請求権（賃金債権）の消滅時効期間が今までの2年から「当面は3年」となりました。今後は、さらに2年延長されて5年になることが確定しています。もし「3年分の残業代が支払われていない」という請求の訴訟が従業員からなされると、1名で1千万円近い請求額になることも考えられます。そこで、運送業あるいは営業職、医師など高度な専門職に関しては、今までのように基本給があり、それにプラスして残業代を適切に払っているという形では、未払い残業の請求により倒産の危機に陥る可能性が高くなってしまいます。

## 完全歩合給制度導入の検討

未払い残業代請求による倒産を防ぐ対処法として、「完全歩合給制度」の検討を提案させていただきます。ただし、すべての業種で完全歩合給制度が成立するわけではありません。今回は特に完全歩合給制度にマッチする運送業を中心に解説させていただきます。

## 割増賃金の計算方法が変わる

完全歩合給制度になると何がいいのか。なによりも、割増賃金の計算方法が通常の残業代の計算方法とはまったく違ってくることです。例えば、基本給が月に17万円で、1ヶ月の労働時間が170時間とすると、17万円を170時間で割ると時給が出ます。この時給に1.25（時間外労働に伴う割増率）を掛けて、さらに残業時間を掛けた後その月の割増賃金が出ます。残業時間が80時間と仮定すると、こうなります。



### 時間外労働の割増賃金

$$=170,000 \text{ (基本給)} \div 170 \text{ 時間} \times 1.25 \times 80 \text{ 時間}$$

$$=100,000 \text{ 円}$$

## 時間外労働に伴う割増率が0.25になる

完全歩合給制度になると、残業が同じ80時間だった場合は、割る労働時間（分母）が170ではなくて、170に80を足した250になります。つまり割増賃金を計算する際に、所定の労働時間ではなく、残業時間を加えた総労働時間で割ることになります。なおかつ、歩合給制度の場合は、時間外労働に伴う割増率が0.25でよいと法律で定められています。



### 出来高部分の割増賃金

$$=170,000 \text{ (基本給)} \div (170 \text{ 時間} + 80 \text{ 時間}) \times 0.25 \times 80 \text{ 時間}$$

$$=13,600 \text{ 円}$$

## 割増賃金の計算例

固定給30万円、月所定労働時間150時間（計算の便宜

を図るため150時間にします）、月の時間外労働が80時間であれば、割増賃金は20万円になります。

$$30 \text{ 万円} \div 150 \text{ 時間} \times 1.25 \times 80 \text{ 時間} = 20 \text{ 万円}$$

完全歩合給制度での歩合計算の結果、月給が30万円の場合は、どうでしょうか。労働基準法施行規則第19条1項6号によれば、割増賃金は2万6086円となります。

$$30 \text{ 万円} \div (150 \text{ 時間} + 80 \text{ 時間}) \times 0.25 \times 80 \text{ 時間}$$

$$= 2 \text{ 万} 6086 \text{ 円}$$

20万円と2万6086円、これだけの違いがあるのです。

## 「完全歩合給制度はできない」という都市伝説

労働基準監督署でも完全歩合制の導入に関して、よくわからないというのが実情です。労働基準法施行規則19条1項6号が「出来高給」を解説していますが、比較的マイナーな条文のため、監督官庁でもあまり知らないのです。そのため端から「完全歩合給制度はできない」という指導になっています。しかし、法律を読み解くとそんなことはありません。労働基準法施行規則19条は何百条とある労基法の条文の中で唯一、会社側の味方になってくれる条文なのです。

## 中小企業にも「同一労働同一賃金」が適用された

正社員と非正規雇用で働く人の待遇格差を是正するための「同一労働同一賃金」が、今年の4月1日からは中小企業にも適用されています。同一労働同一賃金というのは、年齢に関係なく仕事内容が一緒であれば賃金を下げてはいけないというルールです。また、70歳までの就労確保が努力義務とされました。定年の延長後は、人によって働きたい時間などに違いがあるでしょう。週に1日働きたい人、週に2日働きたい人、あるいはまだ元気なので現役の時以上の働きたい人もいるかもしれません。こうしたオーダーメイドの働き方に関しても、働いたら働いた分だけ支払われる完全歩合給制度の導入は適していると考えられます。



## 人事労務の担当者も誤解している

企業の人事労務の担当者にも、完全歩合給制度というのは最低賃金の固定給がないとできないなどの誤解があります。働いた分に関して歩合を掛けて算出された割増分を支払えば、事たります。ただし、「売上（成果）がゼロなので賃金は支払わない」とすることはできません。例えば、働いた時間が8時間であれば、都道府県ごとの最低賃金×8時間分は支払わなければいけません。この時間に関する部分に関しては、成果が出ていれば歩合の中に包括されるので、歩合とは別に賃金を払う必要はありません。

## 労働基準監督署も誤解している

2箇所の労働基準監督署に完全歩合給制度について確認したところ、「とんでもない」という回答が返ってきました。そんなことはまったくありません。時代錯誤をしているのは監督官庁側なのです。労働基準法に則って行動しているのに、誤解している専門家がたくさんいます。

## 総支払い賃金を減らすことが目的ではない

完全歩合給制度導入の一番の目的は、未払い残業代の請求による倒産を防ぐことです。総支払い賃金を減らすことが目的ではありません。賃金の総額は逆に増えることもあります。ただし、残業代が未払いだと訴えられるとどうなるか。1年間の未払い残業代が200万円あると3年間で600万円となります。後からそうした訴訟を起こされるリスクはなくなります。したがって、会社としては最大のリスクヘッジとなります。万が一の未払い残業代の請求というリスクを未然に防ぎ、企業防衛を図ることが重要です。そうした面からも完全歩合給制度の導入を検討することは、これから時代に即した経営判断となるのではないでしょうか。



## 会社側の味方となる法律を取り入れる

運送業や営業職の方は、働けば働いた分だけ稼ぐことができるという肌感覚を持っています。「走ってなんぼ」「働いてなんぼ」の業態であれば、割増賃金に関しては成果にフォーカスして、労働基準法施行規則19条1項6号を積極的に取り入れていく必要があると思います。

## 「賃金が減るのでは」という不安への対処法

完全歩合給制度になると、現在より賃金が減るのではないかと不安に駆られる従業員もいるでしょう。そのため、固定給制度から完全歩合給制度に変更する場合は、既得権を保護する必要があります。具体的には、「3年は既得権保護を継続する」という方法が考えられます。

3年とすることには、その間に過去の未払い残業代が時効により消失するという狙いもあります。



## 3ヶ月単位で賃金を比較する仕組み

3ヶ月単位で賃金を合計し、完全歩合給制度の合計賃金が旧制度（現在の賃金体系）より多ければ、その金額を支払います。反対に、旧制度の合計賃金のほうが完全歩合給制度による合計賃金より多ければ、差額分を補てんして旧制度と同じ賃金を支払います。この3ヶ月ごとに旧制度による賃金と完全歩合給制度による賃金を比較する仕組みを3年間導入して、従業員が不利にならないようにするわけです。そして、3年後から完全歩合給制度に移行するということを従業員に提案をするのです。

## 「歩合率」を事前に決める覚悟が必要

完全歩合給制度では、出来高給に関する「歩合率」を賃金規程に記載する必要があります。歩合率を規程に記載しなければ、制度全体が無効になる可能性が高いと考えられます。しかも、歩合率は制度の導入後に決めるのではなく、事前に30%や40%と決めることが求められ、一度規程に載せたら変えることはできません。会社としてはかなり覚悟を決めて歩合率を出すことが求められるのです。決して生易しい制度ではありません。

## 3年間の試行期間中に賃金債権は時効になる

労働トラブルというのは、会社にとってメンツや感情の鬭いとなります。感情の鬭いを防ぎ、従業員からの訴訟を防ぐには完全歩合給制度がマッチすると考えます。そして3年間の試行期間を設けることで時効が成立し、訴えられることはおそらくなくなるでしょう。賃金債権が消えてしまうというメリットもあります。

顧問先の経営者さまとお話しすると、完全歩合給制度導入することはできないという認識や思い込みを持たれています。しかし、このような説明をさせていただくとの導入を検討される方もいらっしゃいます。

完全歩合給制度について、より詳しく知りたい方は、ぜひお問い合わせください。

稻垣

お困りごと、何でもご相談ください !!



佐賀事務所では、従業員ご本人様の人事労務相談のみならず、配偶者様、お子様他、ご家族皆様の勤務先でのご相談も承ります。

「家族がリストラにあいそう」「子供がバイト先で強制シフトを組まれ、学校に支障が出ている」などお困りごと、何でもご相談ください。

〒115-0045 東京都北区赤羽1-10-1 ショーエービル3F 営業時間／9:00～18:00

TEL.03-5249-3326 FAX.03-3598-1827 定休日／土日祝（※休日対応は個別にご相談ください。）

<http://www.saga-sr.com> [yutaka-saga@mtj.biglobe.ne.jp](mailto:yutaka-saga@mtj.biglobe.ne.jp)

赤羽の社労士ブログ→



# 水と空気に携わる人として、快適・安心・衛生的な環境づくりを提供します

## 私の第一の責務は【No.1の座を守り抜くこと】

弊社は東京都足立区に社屋を構える設備工事会社です。今年で36期を迎えました。

私は昨年11月から5代目社長に就任し、日々精進を重ねているところです。**初代社長が公言していた「足立区で一番の設備工事会社になる!」**という目標も、関係者の皆様のご協力、また弊社社員の努力もあり、4代目で達成することができました。

そして、先代の意思と実績を受け継いだ私の第一の責務は【No.1の座を守り抜くこと】です。

## 佐賀先生のご尽力

佐賀先生との出会いは十数年前になります。当時、弊社で起きていた問題を先生にご相談したところ、滞りなく解決に導いていただきました。そのほか就業規則の変更、人事評価制度の導入等を行っていただき、働きやすい環境づくりにもご尽力いただきました。

5、6年前には会食の席で佐賀先生、弊社会長、私の三人で焼酎を浴びるように飲んだことを思い出します。その帰り道に先生は一人、冬の寒空のなかダウン。朝方、ご自宅に無事帰宅されたそうですが……。その日の出来事が先生の断酒のきっかけになったかもしれません。

企業情報  
**COMPANY**  
人・水・空気に感謝する企業



Takusin plumber

## 拓進設備工業株式会社 取締役社長 中野 孝史様

●人・水・空気に感謝して

私達は水と空気に携わる企業としてこの技術・サービスによってお客様(人)に支えられています。清潔感・言葉づかい・心遣い・思いやりに努め、お客様がもう一度当社の社員と仕事をしたいといわれる企業になれるよう日々精進します。

私達の行うサービスが社会に対し更なる発展をもたらすことを理想とし、この実現のために、共に考え、話し合い、そして実行を重ねながら、常に品質の安定及び向上に努めます。

設立 昭和60年11月16日

許可 特定建設業許可(建設工事業)

建築物飲料水貯水槽清掃業登録

事業内容 総合建築工事一式

特定建設業許可(管工事業)

建築物排水管清掃業登録

給排水衛生設備工事一式

一般建設業許可(消防施設工事業)

産業廃棄物収集運搬業許可(東京都)

空調換気設備工事一式

一般建設業許可(電気工事業)

産業廃棄物収集運搬業許可(埼玉県)

消防施設工事一式

東京都指定水道工事店

冷媒回収事業所

保温保冷断熱工事一式

東京都指定下水道工事店

ガス機器設置スペシャリスト

電気工事一式

千葉県指定水道工事店

簡易内管施工登録

拓進設備工業株式会社

所在地 本社 〒121-0055 東京都足立区加平1-20-7

TEL 03-3629-0530 FAX 03-3628-2775 http://www.takusinsetubi.co.jp/



検索

## 労使相愛を実現する会

~伝説の社労士事務所と呼ばれたい~

社会保険労務士法人 佐賀事務所  
株式会社 佐賀人事総研  
TEL.03-5249-3326



2021 May  
5月号  
第34号

1 ラマダン=エキサイティングな業

2 未払い残業代で会社を潰さない、マル秘プラン  
運送業等における「完全歩合給制度」の導入

4 水と空気に携わる人として、快適・安心・衛生的な環境づくりを提供します

発行元:社会保険労務士法人 佐賀事務所 株式会社 佐賀人事総研 赤羽の社労士ブログ https://ameblo.jp/saga-sr/

断酒してから 978日

断煙してから 5749日

## ラマダン=エキサイティングな業

皆様、いつもお世話になっております。

**ラマダン4日目(原稿執筆時点:4月8日)です。**

炭水化物を極端にシャットアウトするというエキサイティングな業を年2回、自分に課しています。脂質・糖質も極力カットして、低脂肪・タンパク質中心の食事です。長い時は6週間くらいやるのですが、今回は少し短く、半分の3週間にしました。4月29日が結婚記念日(亡き母の誕生日もあります)で顧問先の創作レストランでディナーの予約を入れているからです。



ラマダン中の食材は、肉は鳥の胸肉のみで、皮は断じて体内には入れません。魚はアジとシャケのみ。大好きなサバは脂身が多いので、残念ながらごめんなさいです。脂分は絶ちます。サラダはブロッコリーとレタスにキャベツ、根菜類は美味し過ぎるのでご法度。夕食の時だけドレッシングを少量かけるのが、ラマダン期間中の密かな楽しみの一つです。楽しみのレベルが下がると、些細な事でも幸福感が高まるのは私だけでしょうか?

納豆・豆腐・ワカメもセーフな食材。ところはグレイゾンですが、誘惑に負けると食べてしまいます。黒ゴマはライザップ(平成26年3月29日卒業:マイナス13.5kg達成)では厳禁ですが、肝臓の負担軽減を考慮して納豆と一緒に取るようにしています。



## ライザップでの経験… そして、ラマダンの最大の魅力

ライザップではトレーナーから、「2ヶ月間頑張りますか!」と両肩をつかんでグキを飛ばされました。即座に「ライザップのレベルを超えて驚かせてみせます!!」と胸を張って言い返しました。でも、それが運の尽き…。トレーナーからは必要以上に可愛がって頂きました。41歳にして、口は禍の元と骨身にしみたものです。「ライザップを超えるのは難しいかもですね!」と苦し紛れに



裁判官はとにかく最高裁判例の存在を気にする?



今月は、裁判官はとにかく最高裁判例の存在を気にする、「その心は…」についても綴る予定でしたが、ラマダン一色になってしまいました。ZOOMウェブセミナーで、詳細に語りたいと思います。見逃し配信もユーチューブでアップしますので、ご興味ある方は私のブログか  
赤羽の社労士ブログ→  
ホームページの告知を見て下さい。



新型コロナウイルスの感染拡大は、まるで収束のメドがたちません。いつまでも「コロナ禍」と言っていると、なんでもかんでもマイナスの出来事はコロナせいにしてしまいそうですね。

私の中のイメージでは、すでに「コロナ下」。このほうが覚悟も決まり、コロナの影響など関係なく、自分のマネージメント力(=生命力)で勝負をかけられそうです!!



「まん防」改め「まん延防止等重点措置」などという小難しい発令も出ていますが、しっかりと感染対策を施し、必要以上にコロナを恐れず、今月も元気に飛ばして行きましょう!

佐賀 豊